

食品安全委員会第1004回会合議事録

1. 日時 令和7年11月25日（火） 14：00～14：37

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・飼料添加物 1品目（農林水産省からの説明）

たん白質の加水分解により製造された塩酸L-ヒスチジンを原体とする飼料添加物

(2) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

・「pLps株を利用して生産されたリパーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・「*Escherichia coli* K-12 W3110 (pWKLP2) 株を用いて生産されたプシコースエピメラーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・普通肥料「けい酸加里肥料」に係る食品健康影響評価について

・遺伝子組換え食品等「高オレイン酸含有ダイズDP-305423-1並びに除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ44406系統の掛け合わせ品種」に係る食品健康影響評価について

(4) 令和8年度食品安全モニター募集について

(5) その他

4. 出席者

(委員)

山本委員長、浅野委員、祖父江委員、頭金委員、小島委員、杉山委員、松永委員

(説明者)

農林水産省 大石飼料安全・薬事室長

(事務局)

中事務局長、前間事務局次長、藤田総務課長、井本評価第一課長、古田評価第二課長、楠川情報・勸告広報課長、横山農薬評価室長、刈岡評価情報分析官、蟹江評価調整官

5. 配付資料

- 資料 1 食品健康影響評価について〈たん白質の加水分解により製造された塩酸L-ヒスチジンを原体とする飼料添加物〉
- 資料 2 - 1 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について〈pLps株を利用して生産されたリパーゼ〉
- 資料 2 - 2 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について〈*Escherichia coli* K-12 W3110 (pWKLP2) 株を用いて生産されたプシコースエピメラーゼ〉
- 資料 3 - 1 普通肥料の公定規格の改正に係る食品健康影響評価の審議結果について〈けい酸加里肥料〉
- 資料 3 - 2 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価の審議結果について〈高オレイン酸含有ダイズDP-305423-1並びに除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ44406系統の掛け合わせ品種〉
- 資料 4 令和 8 年度食品安全モニター募集要項

6. 議事内容

○山本委員長 ただ今から第1004回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

また、農林水産省の大石飼料安全・薬事室長に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第1004回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○藤田総務課長 事務局でございます。本日の資料は6点でございます。

資料1が「食品健康影響評価について〈たん白質の加水分解により製造された塩酸L-ヒスチジンを原体とする飼料添加物〉」、資料2-1が「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について〈pLps株を利用して生産されたリパーゼ〉」、資料2-2が「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について〈*Escherichia coli* K-12 W3110 (pWKLP2) 株を用いて生産されたプシコースエピメラーゼ〉」、資料3-1が「普通肥料の公定規格の改正に係る食品健康影響評価の審議結果について〈けい酸加里肥料〉」、資料3-2が「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価の審議結果について〈高オレイン酸含有ダイズDP-305423-1並びに除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ44406系統の掛け合わせ品種〉」、資料4が「令和8年度食品安全モニター募集要項」。

以上でございます。不足等ございませんでしょうか。

○山本委員長 続きまして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○藤田総務課長 事務局におきまして、委員の皆様にご提出いただきました確認書及び現時点での今回の議事に係る追加の該当事項の有無を確認しましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいませんでした。

○山本委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○山本委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料1にありますとおり、農林水産省から11月19日付で飼料添加物1品目について食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、農林水産省の大石飼料安全・薬事室長から説明をお願いいたします。

○大石飼料安全・薬事室長 農林水産省畜水産安全管理課の大石です。本日はよろしくお願いたします。

今回、食品健康影響評価をお願いする物質は、塩酸L-ヒスチジンでございます。

資料1を御覧ください。塩酸L-ヒスチジンは、ほ乳動物、家きん、魚類及び甲殻類の必須アミノ酸です。既に食品添加物及び飼料添加物として国内外において使用が認められています。

国内におきましては、微生物を用いた発酵法によって生産される塩酸L-ヒスチジンが令和5年に全家畜用の飼料添加物として指定されております。本飼料添加物については、飼料の栄養成分その他の有効成分の補給を目的に、主に環境負荷の低減のため粗たん白質を抑えた飼料に活用されています。

今般、たん白質を加水分解、精製及び乾燥等して製造される塩酸L-ヒスチジンについて

基準及び規格の設定の要望がございました。

本要望の製造方法が認められることにより、飼料添加物としての塩酸L-ヒスチジンのさらなる安定的な供給が期待されています。

海外の使用状況といたしましては、EUにおいて、たん白質の加水分解により製造されるL-ヒスチジンが飼料添加物として認められております。

なお、本飼料添加物は、動物由来たん白質を原料として製造されますが、製造工程を踏まえ、最終製品に動物由来たん白質は残存しないものとして、評価のお願いをいたします。

この改正については、農業資材審議会に諮問を行い、その結果、令和7年10月22日に同審議会より改正は相当との答申を得ております。

今回、貴委員会に意見を求める改正の概要といたしましては、要望のあったたん白質を加水分解、精製及び乾燥等して製造される塩酸L-ヒスチジンについて、全家畜を対象とする飼料へ添加することができるよう、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令において、飼料添加物の製造方法の基準及び成分規格を設定することとなります。

今後の方針といたしましては、貴委員会からの食品健康影響評価の結果を得た後、省令の改正に向けて必要な手続を進める予定としております。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願ひいたします。

それでは、本件については、肥料・飼料等専門調査会において審議することといたします。

大石室長、どうもありがとうございました。

(2) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

○山本委員長 次の議事に移ります。

「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について」です。

まず、「pLps株を利用して生産されたリパーゼ」についてです。

本件については、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されています。

まず、担当の頭金委員から説明をお願いいたします。

○頭金委員 それでは、「pLps株を利用して生産されたリパーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について御説明申し上げます。

まず、私から概要を説明いたします。

資料2-1、右下のページで4ページの要約を御覧ください。本添加物は、*Streptomyces*

violaceoruber 1326株を宿主として、*Streptomyces thermoviolaceus* NBRC 13905株由来のリパーゼ遺伝子、*Streptomyces cinamoneus* TH-2株由来のプロモーター及び*Streptomyces cinamoneus* NBRC 12852株由来のターミネーター等を導入して作製したpLps株を利用して生産されたリパーゼになります。

本添加物は、グリセリドのグリセリンと脂肪酸のエステルを加水分解して脂肪酸を遊離させる酵素であり、短鎖脂肪酸を優位に遊離するという特徴を有し、好ましくない風味の付与を少なくする目的で、乳化剤の代替としてパンの製造などに使用されます。

S. violaceoruber、*S. cinamoneus*、*S. thermoviolaceus*及び*S. azureus*の間において、自然に遺伝子交換が行われると考えられることから、pLps株と同等の遺伝子構成を持つ生細胞が自然界に存在すると考えられました。

以上のことから、本添加物については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針」の第1章の第2「目的及び対象となる添加物」に規定する「遺伝子組換え体と同等の遺伝子構成を持つ生細胞が自然界に存在する場合」に該当する微生物を利用して製造されたものであることから、食品健康影響評価は必要ないと判断いたしました。

それでは、詳細につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

○ 刈岡評価情報分析官 それでは、お手元の資料2-1に基づきまして、補足の説明をいたします。

右下のページ番号で3ページの審議の経緯を御覧ください。本年9月の食品安全委員会において要請事項説明がなされ、その後、遺伝子組換え食品等専門調査会において御審議をいただき、本日、審議結果について御報告するものです。

5ページ中段からのⅡ. の食品健康影響評価を御覧ください。1. pLps株の作製についてですが、宿主は、*S. violaceoruber* 1326株であり、挿入DNAは、*S. thermoviolaceus* NBRC 13905株由来のリパーゼ遺伝子に、*S. cinamoneus* TH-2株由来のプロモーター及び*S. cinamoneus* NBRC 12852株由来のターミネーターを結合したものです。

また、発現プラスミドpLpsは、*S. violaceoruber* ATCC 35287株のプラスミドpIJ702を基に作製されたものであり、プラスミドpIJ702は、*S. azureus* ATCC 14921株由来のチオストレプトン耐性遺伝子を含みます。なお、プラスミドpIJ702は、ヒトに対して有害ではないことが知られています。

その下の2. pLps株と同等の遺伝子構成を持つ生細胞が自然界に存在するか否かについてです。(1) ですが、ここに記載されている*Streptomyces*属の4つの菌株の間で自然に遺伝子交換が行われていると考えられる科学的な知見があるとしています。

6ページ(2) ですが、微生物の分類学上、16SrRNAが高い相同性を持つ場合には近縁であるとされています。今回、pLps株の構築に用いた菌株間では、これが高い相同性を示しております。

(3) ですが、*Streptomyces*属の多くの菌株には、接合性プラスミドが存在し、菌と菌の接合により遺伝子交換を行うことが報告されています。これらのことから、pLps株と同等の遺伝子構成を持つ生細胞が自然界に存在すると考えられるとしています。

以上のことから、本添加物については、先ほどの頭金委員の御説明のとおり、食品健康影響評価は必要ないと判断したとしております。

以上につきまして、よろしければ、30日間、意見・情報の募集を行いたいと考えています。

補足の説明は以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとしたいと思います。

続いて、「*Escherichia coli* K-12 W3110 (pWKLP2) 株を用いて生産されたプシコースエピメラーゼ」についてです。

本件については、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されています。

まず、担当の頭金委員から説明をお願いいたします。

○頭金委員 それでは、*Escherichia coli* K-12 W3110 (pWKLP2) 株を利用して生産されたプシコースエピメラーゼに関する審議結果の報告と、意見・情報の募集について御説明申し上げます。

まず、私から概要を説明いたします。

資料2-2の右下のページで6ページの要約を御覧ください。本添加物は、*Escherichia coli* K-12 W3110株を宿主として、*Arthrobacter globiformis* M30株に由来する変異導入型プシコースエピメラーゼ遺伝子(DPE2)を導入して作製した*Escherichia coli* K-12 W3110 (pWKLP2) 株を用いて生産されたプシコースエピメラーゼになります。本添加物は、フルクトースとプシコースを相互にエピマー化する異性化酵素であり、フルクトースからプシコースを生産する酵素として用いられます。

本添加物について、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針」に基づき、評価を行いました。具体的には、導入遺伝子の供与体、導入される塩基配列が明らかであること等の導入遺伝子の安全性、導入遺伝子から産生されるタンパク質の毒性及びアレルギー誘発性等について確認した結果、従来の添加物と比較して新たに安全性を損なうおそれのある要因は認められませんでした。

したがいまして、本添加物は、人の健康を損なうおそれはないと判断いたしました。
以上、詳細につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

○ 浜岡評価情報分析官 資料 2-2 に基づきまして、補足の説明をいたします。

右下のページで 5 ページの審議の経緯を御覧ください。本年 10 月の食品安全委員会において要請事項説明がなされ、その後、遺伝子組換え食品等専門調査会において御審議いただき、本日、審議結果について御報告をするものです。

7 ページの評価対象添加物の概要を御覧ください。本添加物は、*Escherichia coli* K-12 W3110 株を宿主として、*Arthrobacter globiformis* M30 株に由来する変異導入型プシコースエピメラーゼ遺伝子 (*DPE2*) を導入して作製した *E. coli* K-12 W3110 (pWKLP2) 株を利用して生産されたプシコースエピメラーゼです。

本添加物は、フルクトースとプシコースを相互にエピマー化する異性化酵素であり、フルクトースからプシコースを生産する酵素として用いられます。

同じページの中段から II. 食品健康影響評価です。第 1. の 1. ですが、比較対象として用いる添加物は *Escherichia coli* K-12 W3110 (pWKLP) 株から生産されたプシコースエピメラーゼであるマツラーゼ FE です。

(3) の用途及び使用形態ですが、マツラーゼ FE は、フルクトースとプシコースを相互にエピマー化する異性化酵素であり、フルクトースからプシコースを生産する目的で使用されます。

続きまして、8 ページの 2. 宿主に関する事項ですが、宿主は *E. coli* K-12 W3110 株です。*E. coli* K-12 株の誘導体は国立感染症研究所病原体等安全管理規程におけるバイオセーフティーレベル 2 及び 3 に分類されておらず、有害な影響を及ぼす生理活性物質等の算出は知られていません。

続きまして、9 ページの 4. 遺伝子組換え添加物の性質、用途等に関する事項のうち、(3) 用途及び使用形態ですが、従来のマツラーゼ FE と同様です。

続きまして、10 ページの第 2. のベクターに関する事項ですが、プラスミドの塩基配列等は明らかになっており、既知の有害塩基配列は含まれていないことを確認しています。

続きまして、12 ページの第 3. 遺伝子組換え体に関する事項です。

2. の (1) *E. coli* K-12 W3110 (pWKLP2) 株では、発現ベクター pWKLP が宿主の染色体には導入されず、染色体以外にプラスミドとして存在しています。

2. の (2) にオープンリーディングフレームの有無等について記載をしております。発現ベクター pWKLP2 の全塩基配列について ORF 検索を行い、検出された ORF について、次のページに続けておりますが、アレルゲンデータベースを用いて相同性検索を行った結果、1 つの ORF が、タイヘイヨウサケ由来のコラーゲン I と連続する 80 アミノ酸配列で 35% 以上の相同性を示しました。これは改変 *lac I* 遺伝子の配列内にある ORF であり、改変 *lac I* 遺伝子とは読み枠が異なること、これを転写するための機能的なプロモーター配列は存在し

なかったことから、タンパク質に翻訳される可能性は低いと考えられるとしています。

また、タンパク質データベースを用いて相同性検索を行った結果、既知の毒性タンパク質との相同性は認められませんでした。

続きまして、4. 遺伝子産物のアレルギー誘発性に関する事項ですが、(1)の導入遺伝子の供与体のアレルギー誘発性について2件の報告があるということですが、いずれも吸入によるアレルギー反応であり、摂食によるアレルギー反応ではありませんでした。

また、(2)の遺伝子産物については、アレルギー誘発性を示唆する報告はなかったとしております。

続きまして、14ページ、(3)の遺伝子産物の物理化学的処理に対する感受性のうち、人工胃液に対する感受性についてですが、本添加物は試験開始後5分後に消化された一方で、分子量3 kDa周辺の複数のタンパク質断片が生じ、30分後まで残存したとしています。

人工腸液に対する感受性については、試験開始後3時間を経過しても消化されないことが示されたとしています。

加熱処理に対する感受性については、100℃で30分の加熱処理で失活したとしています。

次の15ページの第4. の1. の添加物の製造原料又は製造器材についてですが、食品用酵素の製造に安全に使用されてきた実績があるとしています。

その下、第5. 遺伝子組換え添加物に関する事項ですが、本添加物は、諸外国で認可されていないとしています。

以上から、次の16ページ、食品健康影響評価結果でございますが、先ほど頭金委員の御説明のとおり、「*Escherichia coli* K-12 W3110 (pWKLP2) 株を用いて生産されたプシコーヌエピメラーゼ」は、人の健康を損なうおそれはないと判断したとしております。

以上につきまして、よろしければ、30日間、意見・情報の募集を行いたいと考えております。

補足の説明は以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容、あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとしたいと思います。

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○山本委員長 次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

まず、普通肥料「けい酸加里肥料」についてです。

本件については、専門調査会における審議が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○古田評価第二課長 それでは、お手元の資料3-1に基づきまして、既存の評価書から追記、修正した箇所を中心に説明いたします。

右下のページで4ページ、審議の経緯を御覧ください。第2版関係の部分でございます。普通肥料の公定規格の改正に係る評価要請に伴い、第211回肥料・飼料等専門調査会において審議を行い、評価書の第2版として取りまとめたため、本日、御報告いたします。

7ページの1. 公定規格の改正内容及び経緯を御覧ください。普通肥料であるけい酸加里肥料の原料には、微粉炭を燃料とする発電所で発生する灰、以下「微粉炭燃焼灰」と申しますが、こちらが使用されています。近年、再生可能エネルギーの導入を進める観点から、微粉炭等の化石燃料の一部を草木や下水汚泥等のバイオマス資源で代替する発電所が増加しており、その際に発生する燃焼灰を、微粉炭燃焼灰と同様に肥料の原料として利用したいというニーズが高まっています。このことから、けい酸加里肥料の原料として草木及び下水汚泥に由来するものの燃焼灰を追加することについて評価要請がございました。

2. 原料及び生産工程を御覧ください。本肥料は、微粉炭に木質ペレットもしくは下水汚泥炭化燃料を混合して燃焼した灰、以下「バイオマス燃料混焼灰」と申しますが、それに水酸化カリウム、水酸化マグネシウム等を混合し、焼成して生産されます。

次のページに表2として、バイオマス燃料混焼灰の原料組成割合を追記しました。

9ページの①原料中の重金属類の含有量を御覧ください。石炭、木質ペレット、下水汚泥炭化燃料、微粉炭燃焼灰及びバイオマス燃料混焼灰中の重金属の含有量の分析結果を追記しました。

11ページの②製品中の重金属類の含有量を御覧ください。微粉炭燃焼灰またはバイオマス燃料混焼灰を使用して生産された製品中の重金属の含有量の分析結果を追記しました。

2. 栽培試験の概要を御覧ください。バイオマス燃料混焼灰を使用して生産された製品を用いて栽培試験を行ったところ、製品中の有害成分によると考えられる生育上の異常症状は認められなかったことを追記しました。

12ページに食品健康影響評価をまとめております。ひ素及びニッケルは植物に対する毒性が強く、土壌中の濃度が上昇した場合には植物に過剰障害が現れて生育が阻害されるため適切な品質の農作物が得られず、農作物を通じて高濃度のひ素及びニッケルを摂取する可能性は非常に低いと考えられること、また、普通肥料に由来する量では、土壌中の当該重金属の濃度は過剰障害が生じる濃度にまで上昇しないこと。さらに、普通肥料に由来するクロム、チタン、水銀及び鉛は、植物に吸収されにくいことから、これらの重金属について、本肥料の農作物への施用により、人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と判断されました。

カドミウムは、農作物を汚染する可能性があることから、土壌汚染の程度を指標として試算を行いました。その結果、本肥料を最大施用量で1年間施用し、肥料中のカドミウムが全て土壌に吸着したと想定した場合のカドミウム負荷濃度は0.0013 ppmであり、本肥料に由来するカドミウムは現在の農用地中のカドミウム平均濃度をほとんど増加させないと判断されました。

今回、原料、生産工程、原料及び製品中の重金属類の含有量、栽培試験等について新たな知見を追記しましたが、これまでの結論に変更はなく、けい酸加里肥料が適切に施用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えたとまとめられました。

以上のことから、新たに追記した内容はございますが、既存の評価結果に影響を及ぼすものではございませんでした。

説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、新たに追記した内容はあるものの、既存評価結果に影響を及ぼすものではないことから、本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちけい酸加里肥料が適切に施用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えたということによろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

なお、本肥料は、原料として汚泥資源を用いることが可能となることから、肥料・飼料等専門調査会における審議の結果、リスク管理機関によるリスク管理措置の適切な実施と最新の知見の収集が評価の前提であり、これらの重要性についてリスク管理機関に伝えることが適当とされました。

このことを踏まえ、答申に当たっては、本肥料は、原料として下水道の終末処理場から生じる汚泥に由来するものの燃焼灰を使用して生産される場合があることから、リスク管理機関におかれては、今後とも食品安全委員会肥料・飼料等専門調査会における議論を踏まえ、けい酸加里肥料製造施設への立入検査の着実な実施、品質管理の徹底等のリスク管理を適切に実施するとともに、原料として使用される汚泥資源に係る最新の知見の収集に努めるべきであることを申し添えることとしたいと思います。よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

次に、遺伝子組換え食品等「高オレイン酸含有ダイズDP-305423-1並びに除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ44406系統の掛け合わせ品種」についてです。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手續が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○刈岡評価情報分析官 お手元の資料3-2に基づき御説明いたします。

右下のページで3ページを御覧ください。審議の経緯です。本年8月の食品安全委員会において要請事項説明がなされ、その後、遺伝子組換え食品等専門調査会において御審議をいただき、10月14日の食品安全委員会において専門調査会の審議結果を報告しております。その後、10月15日から11月13日まで意見・情報の募集を行ったものです。

5ページ、評価対象食品の概要を御覧ください。名称は、高オレイン酸含有ダイズDP-305423-1並びに除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ44406系統の掛け合わせ品種です。本掛け合わせ品種は、既に食品健康影響評価が終了し、人の健康を損なうおそれはないと判断されている高オレイン酸含有の形質が付与されたダイズDP-305423-1及び除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性の形質が付与されたダイズ44406を親系統として、これらを従来の手法で掛け合わせて作出されたもので、これら2系統に付与された形質を全て併せ持つものです。

8ページの食品健康影響評価結果ですが、「高オレイン酸含有ダイズDP-305423-1並びに除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ44406系統の掛け合わせ品種」については、「食品健康影響評価済みの遺伝子組換え植物を掛け合わせた品種の食品健康影響評価に関する事項」（「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」別添）における、安全性の確認を必要とする掛け合わせに該当し、「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」に基づき評価した結果、人の健康を損なうおそれはないと判断したとしております。

意見・情報の募集結果については、10ページに参考として添付しております。期間中3件の意見がありました。

1件目ですが、体をつくる材料となるものには細心の注意を注ぐ必要がある、指針に基づき評価し判断しただけでよしとする理屈が分からない、この判断が間違っていた際に、誰も責任を取らないであろう仕組みは不備であるという趣旨の意見をいただいております。

これに対する専門調査会の回答ですが、食品安全委員会の食品健康影響評価においては、

最新の科学的知見及び国内外のガイドライン等を踏まえ、食品安全委員会において検討した上で作成した指針に基づき、申請者から提出された実験データ等を踏まえ、実施している。同指針については、国内外の安全性評価に係る動向や最新の科学的知見を勘案し、必要があると認められるときには見直しを行うこととしている。

本掛け合わせ品種については、既に食品健康影響評価が終了し、人の健康を損なうおそれはないと判断されているダイズを掛け合わせた品種であり、同指針に基づき、掛け合わせ品種は亜種レベル以上の交配でないこと、摂取量・食用部位・加工法等に変更はないこと、導入された遺伝子の安定性、導入された遺伝子によって付与される形質の作用機作が互いに独立しており、本掛け合わせ品種において互いに影響し合わないこと、親系統と比較して、構成成分に有意な変化が生じていないことを確認した結果、人の健康を損なうおそれはないと判断した。

遺伝子組換え食品等の使用等に関する御意見については、消費者庁へ情報提供するとしております。

2件目及び3件目ですが、実験動物の実験結果を国民に公表すべき、実験の結果、悪影響が見られたゲノム編集、重イオンビームや品種改良などで遺伝子が変わっている全ての食品を販売すること、作ること、輸出入することをやめてほしいという趣旨の意見をいただいています。

これに対する専門調査会の回答ですが、指針においては、掛け合わせ品種は亜種レベル以上の交配でないこと等の事項を確認することとしており、その結果、安全性が確認できない場合には、実験動物を用いた毒性試験、ヒトにおける知見等を求めることとなっている。

本掛け合わせ品種については、いずれの事項についても問題がないことが確認されており、実験動物を用いた毒性試験、人における知見等を求める必要はなく、人の健康を損なうおそれはないと判断した。

遺伝子組換え食品等の使用及び栽培についての御意見は、リスク管理に関するものと考えられることから、消費者庁、農林水産省及び環境省へ情報提供するとしております。

本件については、専門調査会の結論を変更することなく、関係機関に通知をしたいと考えております。

説明は以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「高オレイン酸含有ダイズDP-305423-1並びに除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ44406系統の掛け合わせ品種」について

は、「食品健康影響評価済みの遺伝子組換え植物を掛け合わせた品種の食品健康影響評価に関する事項」（「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」別添）における、安全性の確認を必要とする掛け合わせに該当し、「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」に基づき評価した結果、人の健康を損なうおそれはないと判断したということによろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山本委員長 ありがとうございます。

（４）令和８年度食品安全モニター募集について

○山本委員長 次の議事に移ります。

「令和８年度食品安全モニター募集について」です。

事務局から説明してください。

○楠川情報・勧告広報課長 では、資料４に基づき御説明いたします。

冒頭の囲みの部分でございますとおり、食品安全モニターの制度でございますけれども、こちらは食品安全に関する課題及び問題点に関しての御報告や、食品安全委員会の運営に関する改善点に関しての提言などを受けることを目的に設けられたものでございます。

食品安全モニターの任期は最長で５年としておりまして、今年度末で任期切れとなる方がいらっしゃることから募集を行うものでございます。

応募資格、応募方法等に関しましては、例年どおりとしております。

インターネットを經由して広く募集いたしますが、１．応募資格のウにございますとおり、食品安全委員会が行うリスク評価を理解するための知識を有している方に参加いただくべく、大学で関連する分野の教育を受けている方や、食品関連の資格を有している方、食品安全に関する業務の経験を有する方などをお願いすることとしております。

令和８年度から新たに活動していただく方々として１００名を募集したいということでございます。

ページをめくっていただきまして、２ページですが、応募締切りは来年１月２３日金曜日としております。本日、御了承いただけましたら、１２月１日月曜日より募集を開始したいと考えております。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、

お願いいたします。

それでは、事務局は、令和8年度の食品安全モニターの募集手続を開始してください。

(5) その他

○山本委員長 ほかに議事はありませんか。

○藤田総務課長 特にございませぬ。

○山本委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週、12月2日火曜日14時30分から開催を予定しております。

また、27日木曜日10時から「農薬第一専門調査会」が、28日金曜日14時から「器具・容器包装専門調査会」が、来週、1日月曜日10時から「農薬第四専門調査会」が、15時から「かび毒・自然毒等専門調査会」が、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第1004回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。